

総調001	項目名	個人番号カード関連事務費	
予算書項目	個人番号カード関連事務費	ページ	25
年度	H28		
会計名	一般会計		
款	総務費		
項	戸籍住民基本台帳費		
目	戸籍住民基本台帳費		
総務部長段階査定額	45,304	その他財源の内訳	
市長段階査定額	45,304	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		雑収入	0
		その他	0
区分	補正額		
国・県支出金	45,304		
地方債	0		
その他	0		
一般財源	0		
計	45,304		
行財政改革課処理欄			

所 属 名
総務部総務調整局
市民課

事業の概要

【問合せ先】市民係・住民登録係 0857-20-3492・3493

【10次総の政策体系】5201

【事業の経過及び背景】
「社会保障・税番号制度」の施行（平成27年10月1日）に伴い、個人番号カードの交付事務を実施している。

【事業の目的及び効果】
すべての国民に付番される個人番号「マイナンバー」によって、行政機関間で個人情報連携して利用することが可能になり、市民の申請手続きの負担軽減と事務の効率化が図られる。

【事業の内容】
地方公共団体情報システム機構は各地方公共団体からの通知カード・個人番号カード関連事務を担っており、市町村は機構より配送された個人番号カードを各申請者へ案内通知し交付している。
平成28年度通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の増額決定に伴い、地方公共団体情報システム機構への負担金の増額を行うもの。

総調002	項目名	【政策提案】ふるさと納税推進企画事業費	
予算書項目	税務事務費	ページ	25
年度	H28		
会計名	一般会計		
款	総務費		
項	徴税費		
目	税務総務費		
総務部長段階査定額	32,012	その他財源の内訳	
市長段階査定額	32,012	分担金	0
		負担金	0
		使用料	0
		手数料	0
		財産収入	0
		寄付金	0
		繰入金	0
		雑収入	0
		その他	0
区分	補正額		
国・県支出金	0		
地方債	0		
その他	0		
一般財源	32,012		
計	32,012		
行財政改革課処理欄			

所 属 名
総務部総務調整局
市民税課

事業の概要

【問合せ先】税制係 0857-20-3411

【10次総の施策体系】5301

【事業の経過及び背景】
平成27年度に実施した政策提案において、本市への「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」の寄附者及び寄附金額の増加を図るため、ポイント制度の導入等が提案され、検討を進めてきた。

【事業の目的及び効果】
寄附者の利便性を向上させ、本市への「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」の増収を図るため、プレゼントについてのポイント制の導入を行うとともに、インターネットショップ「とっとり市（いち）」との連動により、地元産品等の全国への浸透を図り、地場産業の育成のみならず鳥取市の魅力を高めていく。

【事業の内容・実績】
「ふるさと寄附金（ふるさと納税）」の返礼品について、インターネットショップ「とっとり市（いち）」と連動したポイント制度を導入するため、新たなシステムを構築する。

<ふるさと納税による寄附件数及び寄附金額>
平成23年度 391件 13,423千円
平成24年度 607件 12,125千円
平成25年度 7,576件 128,720千円
平成26年度 12,218件 241,918千円
平成27年度 18,583件 352,392千円
平成28年度 13,600件 238,000千円（見込）

総調003	項目名	賦課事務費
-------	-----	-------

予算書項目	賦課事務費	ページ	25
-------	-------	-----	----

所 属 名	総務部総務調整局 固定資産税課
-------	--------------------

年度	H28
----	-----

会計名	一般会計
款	総務費
項	徴税费
目	賦課徴収費

(単位:千円)

補正前額	23,268
------	--------

要求額	1,088
-----	-------

総務部長段階査定額	1,088
-----------	-------

市長段階査定額	1,088
---------	-------

区 分	補正額
国・県支出金	0
地方債	0
その他	0
一般財源	1,088
計	1,088

その他財源の内訳	
分担金	0
負担金	0
使用料	0
手数料	0
財産収入	0
寄付金	0
繰入金	0
雑収入	0
その他	0

行財政改革課処理欄

事業の概要

【問合せ先】償却資産係 0857-20-3421

【10次総の施策体系】5301

【事業の経過及び背景】

- 平成24年9月26日「固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求訴訟」が提起された。
訴状の要旨
1 平成23年度にA地区で同和対策を理由として固定資産税等の一部の徴収を鳥取市長が怠った事実が違法であることの確認を求める。
2 鳥取市長がA地区の住民に対し平成23年度に行った固定資産税等の減免処分の取消しを求める。(平成25年10月15日訴え変更)
市は、弁護士を代理人として委任し、応訴。
- 平成27年6月5日鳥取地方裁判所において訴えを却下する判決が言い渡しされるが、原告はこれを不服とし、平成27年6月17日に広島高等裁判所松江支部に控訴。
鳥取市は、引き続き弁護士を代理人として委任し、応訴。
- 平成27年11月25日広島高等裁判所松江支部において、控訴を棄却する判決が言い渡され、原告はこれを不服とし、平成27年12月4日に最高裁判所に上告提起及び上告受理の申立てを行った。
- 平成28年4月19日最高裁判所第三小法廷において、上告を棄却し、上告審として受理しない決定があった。
これにより、市の勝訴が確定。

【事業の内容】

判決の確定に伴い、委託契約による弁護士への報酬金(委託料)を支払う。